NEWS RELEASE



各 位

平成17年9月26日

会社名 株式会社 新生銀行 代表者名 代表執行役社長 ティエリー ポルテ

(コード番号: 8303 東証第一部)

ストックオプション(新株予約権)割当に関するお知らせ

当行は、平成17年6月24日開催の当行第5期定時株主総会において、商法第280条/20および第280条/21に 基づき決議いたしました新株予約権の発行について、平成17年9月22日(アメリカ合衆国東部標準時間)開催の取締役 会において下記のとおり第9回および第10回の新株予約権発行を決定いたしましたので、お知らせいたします。

	第9回	第10回
新株予約権の発行日	平成17年9月28日	
新株予約権の発行数(新株予約権1個当りの 目的となる株式数は1,000株)	168個	5 6 個
	いずれも上限。発行数は平成17年9月28日に確定する。	
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式 168,000株	当社普通株式 56,000株
	いずれも上限。株数は平成17年9月28日に確定する。	
新株予約権の発行価額	無償	
新株予約権行使に際して払い込むべき1株 当りの金額(行使価額)	平成17年9月28日に確定する。	
新株予約権の行使により発行または移転され る株式の総額	平成17年9月28日に確定する。	
発行価額中資本に組入れる額	行使価額(平成17年9月28日に確定する。)に0.5を乗じた金額とし、計算の結果 1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切上げた額とする。	
勧誘の相手方およびその人数	従業員 2名	従業員 2名
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日~平成27年6月23日	平成19年7月1日~平成27年6月23日
新株予約権の行使条件	平成19年7月1日か6平成20年6月30日までの間は、原則として付与された新株予約権の数の2分の1以内に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間	原則として平成20年7月1日以降行使可能とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約
	初日から行使可能となる場合がある。	権付与契約書」の定めにより、全ての新株 予約権が行使期間初日から行使可能とな る場合がある。

【ご参考】

(1)定時株主総会付議のための取締役会決議日

平成17年5月24日

(2)定時株主総会の決議日

平成17年6月24日

以上